

令和8年5月14日

保護者様

京都市立深草小学校
校長 土井 則夫

地震・台風等に対する非常措置についてのお知らせ

日ごろは本校教育に御理解・御協力をいただき、まことにありがとうございます。

さて、京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に震度5弱以上の地震発生時及び台風が接近時等の非常措置について以下のように措置をとります。

1. 京都市に『震度5弱以上』の地震が発生したとき

（1）登校前に発生した場合

- ・下校後、深夜0時までに発生した場合・・・翌日臨時休業
- ・深夜0時以降登校までに発生した場合・・・当日臨時休業
- ・休業日、休業前日に発生した場合・・・原則として休業明けの登校日を臨時休業

※安全が確認でき、授業等を実施する場合は、「すぐーる」配信・ホームページ等で授業を実施する旨の連絡をします。

（2）登校中・在校中に発生した場合

ただちに臨時休業とします。児童は保護者のお迎えがあるまで学校に留め置くこととします。

お迎えの際は、中学生以上の親族の方にのみ、安全が確保でき次第引き渡しを行います。複数のお子様が生徒としておられる場合は年長のお子様の教室からお回りください。電話が使用できない場合がありますので、連絡がなくてもできるだけ速やかに来校をお願いします。

*児童館の対応につきましてはそれぞれの児童館にお問い合わせください。

*放課後まなび教室は中止となります。

2. 特別警報・緊急安全確保が発令された場合

台風等により「特別警報」「緊急安全確保」が発令された場合には、下記のような措置を取ります。

（1）深夜0時現在、発令中の場合、または、登校前に発令された場合

⇒臨時休業となります。「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

（2）前日に「特別警報」が発令されていて、深夜0時までに解除された場合

⇒5校時（13時45分）から始業いたします。（給食は中止・集団登校は暴風警報欄の「午前11時までに解除」の欄と同じ）

（3）登校中・在校中に発令された場合は、震度5弱以上の地震発生時と同じ対応になります。

3. 京都市に『暴風警報』が発令された場合

(1) 登校前に発令された場合

- ① “暴風警報”が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させて下さい。
- ② “暴風警報”が解除された場合については、以下の措置を取ります。

警報解除の時刻	学校の対応	集合場所へ集まる時刻
午前7時までに解除	午前8時30分より平常授業	通常の時刻
午前9時までに解除	3校時(10時40分)から始業	<u>通常の時刻の2時間後</u>
午前11時までに解除	5校時(13時45分)から始業(給食は中止)	<u>午後12時55分～13時の間</u>
午前11時現在、警報発令中の場合	臨時休業	

(2) 登校中・在校中に“暴風警報”が発令された場合

緊急連絡カード(黄色)に記入された「緊急時の児童の下校について(台風等)」の内容に沿った対応を致します。変更が生じる場合には事前に連絡帳等で担任へ知らせてください。下校する場合は町別での集団下校となります。

4. 『大雨・洪水警報』が発令された場合

平常通り授業を行います。お間違えのないようお願いします。

※深草学区に「水害及び土砂災害の避難指示」が発令された場合について

本校の校区である深草学区は、「鴨川・高野川の浸水想定区域」及び「土砂災害の警戒区域」を含んでいるため、避難指示等が発令されることがあります。深草学区に「水害の避難指示・緊急安全確保」が発令された場合は、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

「土砂災害の避難指示」が発令された場合は、基本的には通常通りの教育活動を行いますが、通学路の安全状況等によっては『臨時休業措置』をとることもあります。その場合は、学校ホームページや「すぐーる」配信等で情報発信いたしますのでご確認ください。

気象状況等により変更する場合があります。その場合は学校ホームページや「すぐーる」配信等でお知らせいたします。必ずご確認ください。